解散公告

当社は、平成二十五年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

愛媛県松山市錦町六番地七エアーズ錦町四Ｆ
クレアゼン－ジャパン株式会社
代表清算人　白石　徹

解散公告

当社は、平成二十五年七月二十六日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

福岡県田川郡香春町大字高野一一〇九―二
株式会社オーエス商会
代表清算人　小野　正

解散公告

当社は、平成二十五年七月二十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

宮崎県都城市山之口町花木二二三一番地三
合同会社ミクロ興産
清算人　脇　彰男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年六月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

山形県鶴岡市馬場町一一番六一号　鶴岡市青年センター内
社団法人荘内文化財保存会
代表清算人　中村昭太郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年六月三十日定款に定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

横浜市港南区日限山一丁目四九番二
医療法人社団敦信会
清算人　加賀見信広

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月十日責任役員全員の同意を得、富山県知事の認証を受けて、平成二十五年七月二十三日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

富山県高岡市中保七七番地二
宗教法人聖中道会
清算人　川並紀恵子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

福井市光陽二丁目三番二二号
社団法人福井県肢体不自由児協会
代表清算人　八ヶ代　勇

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年六月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

大阪府高槻市寿町二丁目二〇―一八
医療法人寿生会
代表清算人　原　可奈子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月二十五日高知県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

高知市福井町一一二一番地三
社団法人高知県塗装工業会
清算人　木下　文昭

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年五月十日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

沖縄県中頭郡中城村字当間一七六番地
清算法人中城村当間土地改良区
代表清算人　比嘉　徳仁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

北海道旭川市宮下通二丁目旭川別院
社団法人旭川仏教会
代表清算人　倉田　彰道

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

神奈川県小田原市荻窪三〇〇番地
財団法人小田原市学校建設公社
清算人　関野　憲司

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年八月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

広島県山県郡安芸太田町大字那須一一〇二
財団法人那須振興会
代表清算人　岡田　秋人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十五日

高知県室戸市吉良川町甲三九四七番地二一〇
財団法人吉良川開発共済会
代表清算人　小松　秋夫

公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金平成二十四年度決算公告

一、事業概要

伊勢原市ソフトテニス協会他計二団体及び個人計三名に対し、総額百二十万円の奨励金給付事業を行った。

二、財産目録　平成二十五年六月三十日現在

資産合計	一〇、三七六、九〇二円
負債合計	○円
正味信託財産	一〇、三七六、九〇二円

平成二十五年八月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

静岡県島田市向谷二丁目一四番三一号
破産者　有限会社岩本食品

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十五年（フ）第一五四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権	金五、二四六、三二三円
一般債権	金三七三、四一一、八七八円

一、配当することのできる金額

優先債権	金五、二四六、三二三円
一般債権	金六二、六二二、四六六円

平成二十五年八月十五日

静岡県静岡市葵区伝馬町九―一〇　ＮＴビル六〇一
破産管財人　伊藤みさ子